

第153回統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年7月31日（金）9:45～11:35

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、
宮川 努

【臨時委員】

菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官
（統計基準担当）、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、経済産
業省大臣官房調査統計グループ長

【事務局（総務省）】

進藤総務大臣政務官

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）統計委員会委員の発令について
- （2）「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（案）について
- （3）諮問第143号「商業動態統計調査の変更について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について
- （6）令和元年度統計法施行状況について
- （7）毎月勤労統計調査について
- （8）PDCAサイクルの確立に向けた取組状況について
- （9）その他

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第153回統計委員会を開催いたします。

本日は、進藤金日子総務大臣政務官に御出席いただいております。

それでは、議事に入ります。本日は、議事次第のとおり、委員の発令、建議、諮問、部会報告、委員の指名、統計法施行状況報告、毎月勤労統計調査、P D C Aについて説明がございます。本日は、そのような議事にしたいと思っております。

なお、事務局による資料の説明については、昨今の情勢に鑑み、時間の短縮のため省略させていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、委員の任命についてです。

野呂委員が6月30日をもって、統計委員会の委員を退任されました。そして、資料1のとおり、7月1日付で統計法第47条第1項の規定に基づき、伊藤敦子東日本旅客鉄道株式会社執行役員、総合企画本部経営企画部長が、内閣総理大臣から統計委員会の委員に任命されております。

伊藤委員、御挨拶いただければと思います。

○伊藤委員 おはようございます。

今般、統計委員会の委員を拝命いたしましたJ R東日本の伊藤敦子と申します。併せて、この6月より経団連の統計部会長のほうも務めさせていただくことになりました。経済界の立場から、微力ながら本委員会のお役に少しでも立てればと思っておりますので、どうぞ御指導のほど、よろしく願いいたします。(拍手)

○北村委員長 よろしく申し上げます。

それでは、議事に移ります。

令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議についてです。資料2-1を御覧ください。前々回の統計委員会において、私から素案を示し、後日、皆様から御意見を頂きました。これを踏まえ、検討した結果につきまして案としてお示ししております。具体的な素案からの修正点は資料2-2を御覧ください。

それでは、皆様、御意見ありましたら御発言をお願いいたします。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。委員長におかれましては、私たちの意見を反映してお取りまとめいただき、ありがとうございます。

この間、新型コロナウイルス感染症対策で、国、そして各自治体の取組が進んでいます。その中で、統計調査におきましても、何よりも調査対象者や統計調査員の安全性の確保、そして負担軽減が統計委員会の委員の共通認識となりました。そのことがしっかりと、まず出発点として反映された建議となっています。

その上で、政府統計は、国及び自治体の政策形成において不可欠なものですので、今回の統計委員会の『統計リソースの重点的な配分に関する建議』が、国においては、進藤総務大臣政務官も御出席ですので、ぜひ御反映をいただきまして、私たち国民の命を守る統計の意義を実践できたらと改めて思います。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○北村委員長 ほかに。神田委員。

○神田委員 今回、このようにまとめられたことは非常に価値があると思います。今後な

のですけれども、やはり、これを各省に伝えるために、一つ御提案なのですけれども、統計幹事の方々と一度、意見交換させていただくような機会を持って、それで、この内容について御説明させていただくような機会を設けていただいたらいいのではないかと思います。

やはり出しただけですと、この中にある気持ちとか趣旨とかがなかなか伝わらない部分もありますので、そこは、是非、そのような時間を作っていただけたらと思っております。

○北村委員長 その点については、事務局と検討して時間を持てるようにしたいと思います。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。川崎委員、何かありますか。

○川崎委員 特にありません。

○北村委員長 ほかに。よろしいですか。

それでは、建議についてお諮りいたします。「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」は、資料2の案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、建議案のとおりといたします。

ただ今採択しました建議につきましては、本日、進藤総務大臣政務官が御出席されていますので、お渡しいたします。

(北村委員長から進藤総務大臣政務官に建議書の手交)

○北村委員長 それでは、進藤総務大臣政務官から所感などあれば、お願いいたします。

○進藤総務大臣政務官 皆様、おはようございます。総務大臣政務官の進藤金日子でございます。

ただ今北村委員長から建議を承ったところでございます。北村委員長はじめ、委員の皆様方には、日頃から統計調査の実施変更や統計行政の重要課題につきまして、精力的に御審議いただき、感謝申し上げます。

先日、閣議決定されました公的統計基本計画の変更につきましても、委員会、部会を通じて集中的に審議され答申いただきました。その際、北村委員長におかれましては、委員長談話として政府一体となって変更された基本計画を着実に推進するよう激励の言葉も頂きました。重ねて感謝申し上げます。

政府といたしましても、基本計画を踏まえ、公的統計の品質向上や信頼確保にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

さて、このたびは令和3年度における統計リソースの重点配分事項につきまして、新型コロナウイルス感染症により、委員の皆様が一堂に会して委員会を開催することができなかつたときもあったわけですが、書面による審査等で丁寧に御審議され、建議をまとめいただきました。本当にありがとうございます。

今回の建議におきましては、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式を踏まえ大きく変化した環境の下で、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的、継続的に作成、提供するよう取り組んでいくことが求められています。

このような緊急時、非常時だからこそ、現下の経済・社会の実情をしっかりと把握する

ため、統計の必要性、重要性が改めて認識されたものと思います。

今回の建議を踏まえまして、統計行政を所管する総務省といたしまして、必要な統計リソースの確保に努めるよう、各府省への周知やフォローアップにしっかりと取り組んでまいる所存であります。

重ねて、北村委員長はじめ、委員の皆様の御苦勞に心から感謝申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。(拍手)

○北村委員長 ありがとうございます。進藤総務大臣政務官におかれましては、他の公務がございますので、御退席されます。

進藤総務大臣政務官、本日はどうもありがとうございました。

(進藤総務大臣政務官退室)

○北村委員長 それでは、次の議事に移ります。

諮問第143号「商業動態統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室国際統計企画官 それでは、私から資料の説明をさせていただきます。資料3-1を御覧ください。

諮問第143号の概要ということで、「商業動態統計調査の変更」についてです。

1 ページおめぐりいただきまして、現行の商業動態統計調査の概要です。調査の目的といたしましては、全国の商業を営む事業所及び企業における事業活動の動向を明らかにすることを目的としております。

この調査は、月次調査で毎月行っております。

調査対象範囲ですけれども、調査票を甲、乙、丙、丁と分けておりまして、対象によって異なっております。甲調査は、100人以上の卸売事業所、大規模の卸売事業所を対象としております。乙調査は、ほかの調査の対象外となります卸売事業所、小売事業所を対象としております。丙調査は、従業者50人以上の小売事業所を対象としております。丁調査は、業態別にコンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターを有する企業を対象に調査しております。

この調査は、全て郵送、オンラインで行われております。

報告事項ですが、月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額等を主に調べております。

公表については、確報が調査月の翌々月の中旬になっております。

2 ページ目を御覧ください。本調査の利活用状況です。本調査結果は、加工統計等の基礎データとして幅広く利用されております。ここに挙げておりますのは例ですが、内閣府の景気動向指数や四半期別GDP速報、さらには総務省の消費動向指数や経済産業省の第3次産業活動指数においても基礎データとして用いられております。

次、3 ページ目からが今回の変更点となります。丁2調査は、家電大型専門店を対象とした調査票になりますが、こちらの月間商品販売額につきまして見直しを行います。下の表にありますように、現行では、月間商品販売額を6区分で調査しております。この区分につきまして、12区分に細分化する変更を行いたいというものです。

4 ページ目へ移りまして、次の変更点ですけれども、丁2調査、丁3調査、丁4調査の

報告を求める事項の見直しということで、こちらは、下の表にあります現行計画の中で、⑤の商品手持額という四半期ごとに把握している事項を削除するという変更内容になっております。

次に、この調査は昨年、諮問・答申を受けておりまして、答申の際に、今後の課題が指摘されております。こちらにつきましては、前回の変更におきまして、甲・乙調査は調査対象が多いところ、従来は調査員調査で行っていたものを、現在の郵送、オンライン調査に変えております。

また、調査員調査から郵送調査に変えたことによって、調査対象の選び方も変わっておりまして、それまで調査地区を選定して、その中の対象を悉皆として調べていたものを名簿からの抽出に変えております。

また、母集団情報につきましても、商業統計調査から経済センサスー活動調査へと変更を行ったため、前回の答申においては、それらの変化の影響を事後的に検証するようという課題が立てられております。

この変更自体は、令和2年3月分の調査から適用して実施されておりますので、データの蓄積はまだあまりされていないとは思いますが、一応、状況の確認をする予定としております。

最後に、6ページの想定される論点ですが、1点目は、品目を細分化することで報告が可能かということを確認したいと思っております。2点目で、商品手持額を削除することで、その結果、利活用面で支障が生じないかということを確認したいと思っております。

諮問の概要の説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については、同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。神田委員。

○神田委員 質問なのですが、eコマースの取扱いはどうなっているのか教えていただけますか。今、実店舗では販売は落ちているのだけれども、eコマースは増加しているとの話をよく聞きます。この統計調査で把握できるような仕組みがあるのか、教えていただけますか。

○吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 eコマースについては、今も商品販売額の中に含まれている状況ですので、eコマースが伸びれば販売額全体も伸びますが、今、eコマースを特出しして調査はしておりません。

○神田委員 ありがとうございます。それは、特出しするような調査にすることは可能なのでしょうか。例えばアマゾンとか楽天とかがどのくらい売上げがあるかは、今後のネット販売を考えている事業者や、消費者もそうですけれども、とても重要な指標になるのではないかと思います。

○吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 商業動態統計調査は、経済センサスー活動調査を母集団とするサンプル調査となっておりますので、今、神田委員がおっしゃったような売上げが母集団の中に入っていれば、産業分類の中で抽出する形になる

かと思うのですが、例えばアマゾンとか、ネットを中心にやっているところをピンポイントで抽出する、特出しして抽出することはしていないので、そもそも母集団がどうかというところになるかと思います。

○北村委員長 よろしいですか。

○神田委員 はい。

○北村委員長 では、白塚委員。

○白塚委員 経緯を知らないので教えてほしいのですが、ここだけPOSデータで、関連するようところはPOSデータを使っていないのは、何か事情があるのでしょうか。

○吉田経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 去年の部会で議論させていただいたところですが、丁2の家電大型専門店のPOSデータを直接、国が受け取るわけではなくて、間に網羅的にPOSを収集しているプラットフォーマーを介して調査票の様式に組替えをして提出してもらう仕組みを取っており、家電の分野については網羅的に把握するプラットフォーマーが存在するのですが、ほかの業態については、サンプルでは取っていますけれども、網羅的にカバーしている業者がないので、まだ組み込まれていない状況です。

○北村委員長 よろしいですか。

ほか。では、伊藤委員。

○伊藤委員 これから詳細は部会で御検討いただくと、先ほど御説明ありましたけれども、やはり3ページの家電大型専門店調査の区分が今までの倍になるとのことで、統計の質という意味では上がっていくのだと思います。一方で、報告者側の立場に立つと、当然ながら報告内容が増えることは負担感の増にもつながっていきますので、その点は、報告する企業側ともよく方法論を詰めていただきまして、今のPOSデータの活用ですとか、是非報告する手段が現在の時流に合ったものを取り入れていただきながら進めていただければと思います。お願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。では、宮川委員。

○宮川委員 先ほど神田委員からお話がありましたeコマースの部分ですが、今回の商業動態統計調査に限らず、何らかの形でやはり統計としてきっちり把握できるようにしておくことは必要だと思います。家計調査でネット販売の金額の部分の部分を聞くとか、そうしないと、いわゆる構造変化とか、政策的な対応とかにも対応が取れないと思います。

多分、私の知る限りですが、間違っていたら申し訳ないのですが、韓国などは、もう大分前からeコマースの部分は別掲できるようになっているように聞いているのですけれども、そのように考えると、この部分でもデジタル化を把握する部分について、やはり日本は遅れていると言わざるを得ないのではないかなと思います。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。よろしいですか。

本件につきましては、昨年度に審議をしておりますが、さらに変更について諮問されて

きているので、変更事項はそれほど多くないのですが、広く利用されている統計ですし、今、御議論があったようにeコマースとか、いろいろな新しい形の情報をどうやって取り込むかが議論になると思いますので、慎重な審議をお願いしたいと思います。椿部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の皆様、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、部会の審議状況についてです。

まず、サービス統計・企業統計部会において審議している小売物価統計の審議状況について、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○椿委員 それでは、資料4-1を御覧願います。私から説明させていただく話は、1ページめくっていただいた資料4-1の参考の議事概要になります。

資料4-1の小売物価統計調査の変更に関する報告ですが、最初に、先般の6月25日の統計委員会で頂いた意見、それから、この審議自体の在り方に関しては、相当な時間をかけて議論したところです。これについては、資料4-1の参考をまず御覧願います。

6月25日の統計委員会におきましては、国民の関心のある品目等の議論がかなり出たところです。その種の品目が小売物価から消えることについて、そもそも、それを代替する行政情報等があるかどうかについての確認を行わせていただきました。

それと同時に、基本的に先ほどからも出ているところですが、そもそも今回のこの調査において、POSデータの利活用などの方向性を議論したのか、取り入れられているかについて議論されたところです。このPOSデータの活用等については、もちろん、この後の御報告にもあったところなのですが、方向性は考えているということ、それから、個別の項目・品目に関して審議する方向性についても種々議論があって、事情とかを丁寧に説明してほしいとの要望が最初にあったところです。

この委員会の先ほどの議論とも関わるのですが、2ページめくっていただきますと、基本的に物価指数を適切に作成する上で品目が基準に基づかず選定されることがいいのかどうか、そのために基準を設けて選定している。もう一点ですが、先ほど申し上げましたように、委員会の意見で出ました非常に重要な出産入院費については、地域のばらつきがあることを指摘されていたので、そのようなことが集計できるかとの確認がありました。公益財団法人国民健康保険中央会の集計の中で、都道府県別に集計されているとの報告を受けたので、代替する統計情報があるとして、我々、了承したところです。

したがって、今回の部会の中で、選定基準に基づく調査品目の変更を行っていく、基本的には、物価指数の精度向上に資する方向での基準ができているとは認識しているのですが、そもそも物価指数を作るとき品目数が決まっているのか、上限が決まっているのかについての議論もあったところです。原則として基準上では1万分の1があるわけですが、入れ替えているものの中にも1万分の1以上のものが存在する。一方で、品目数が増加することを避けるために行っているものもあるかとの確認がありました。

そこにあるとおり、上限自体はないのですが、都道府県を通じて確保している統計調査のリソースが限られているので、中分類の中でより影響の大きい品目を入れ替えて、現在、540品目との説明があったところです。

それ以外にも、この部会の中で議論するものは、品目の入替えの対象の中でも異質なものであって、単純に需要が移っているわけではないものも存在するのではないかとの議論がありました。

さらに、かなり重要なこととして、1万分の1の基準と品目をどう定義するかは、実はセットで議論しなければならなくて、細かな品目の改廃を部会の中で議論するのはいかなものかということがありました。基準を作る以上、品目の定義も非常に重要ではないかということです。

これについても5年前の諮問の際に議論いただいたとの説明があったことと、それから、ウェイトとして活用する家計調査の消費支出金額割合を活用して品目の入替えを検討しているため、家計調査の収支項目に準拠している、家計調査の収支項目自体は、財を日本標準商品分類にのっとって分類しているので、品目数についても諸外国と比較しても標準的と考えているとの返答がありました。

さらに、家計調査と同じにしなければならない理由が本当にあるのか、家計調査の品目を統合している品目もたくさんある、品目の概念を広い範囲に定めれば、品目改廃を頻繁に実施する必要はないのではないか、調査員調査の限界があるとのことだが、POSの利活用を広げ、効率的に調査を実施できれば、より精度を上げるためにリソースを使えるのではないかとの議論もあったところです。

基本的に、品目をどう概念的に定義するかはかなり難しい問題であって、物価指数の考え方は、できるだけ細かい品目で物価を把握すれば、より精密な物価指数ができる。財・サービスを生産する側は、幾らでも細かく品目を分けられるが、家計からすると、例えば、次のページになりますが、家計簿の中に書いていくプロセスで、詳細に整理するには限界がある。支出を家計の側から調査するのがいいのかとの意見もあるかもしれないが、消費者が、これが1つの品目だと実感する、あるいは、そのような日常的な品目にならざるを得ないのではないか。

この家計調査の場合は約9,000世帯が対象になっているけれども、そこからボトムアップで品目を選んでいくのがやはり現実的ではないか。ただ、これがベストなのかは、常時、見直していく必要があるということ、実査上は、基本的に、品目自体をきちんと定義しなければ、明確にしておかなければならないのではないかというのですが、基本的には、それが変わるたびに部会で議論することが適切かどうかというようなこともあったところです。

CPIのウェイトレベルの品目を代表しているかという話と、それを抜き出して調査する品目銘柄の代替ができているかとの話がある意味で一緒になってしまっているために審議が難しいということ、この辺、今後、部会の在り方も含めて、全体的な物価動向を把握できるか、部会自身が原則をきちんと議論すればいいのではないかということもあったところです。

いずれにしろ、この種のことを明確にするために、ウェイトが1万分の1を超えた品目は何品目あるのかを報告していただけないかということもあったのですが、これについては、家計簿の自由記入欄を基に出しているのです、相当膨大な作業が必要になってしまうこ

とから、残念ながら今回は、それはなかなか難しいとなりました。

以下、個別の企業からPOSデータでも入手すれば品目ごとのウエイトの一覧表ができるのではないかと、あるいはPOSデータの活用を検討した際に個別企業のPOSデータの提供は断られ、それがネックになったとの記憶がある、1社のみPOSデータを扱う企業があったが、やはり価格が高い、そこが提供をやめてしまったら統計としての把握ができなくなり、実務的にはいろいろ問題がある、POSデータを使用していく方向自体は望みたいけれども、今は、複数企業が提供している個別の企業のPOSデータを頼めばもらえるのか、あるいは集計値でもらうのか、個別データでもらうのか、スペック情報は入手できるのか、そのようなことが問題だろうとの意見もありました。

これも御回答いただきまして、現在、POSデータを把握しているマーケティングリサーチ会社は複数ある、これも部会審議に関わっていることですが、今回入手するPOSデータについてはスペック情報もついている、食品についてもPOSデータも存在する、ただ、個別企業のPOSデータは企業秘密なので、もらえる状況にはない、入手できるデータは、記録されたデータではなく、日単位ないしは月単位の集計値になると回答を頂きました。

POSデータについては、いろいろ制約があるのですけれども、確実に使える品目を採用したことが、今回の部会審議の原則となっていることを部会のメンバーで承知しました。

実際のPOSデータの話というか、部会審議に入る前に、部会審議の在り方が相当議論されて、私としては、これは、部会の審議の中の今後の課題の中に反映することでまとめさせていただきました。今後、物価指数を求めるための統計についての考え方を整理することが、部会では必要だと議論があったことは、ぜひ指摘させていただきたいと思います。

以上の議論の下で、もう一度、資料4-1に戻っていただきたいと思います。

今回の部会では、前提の議論のところに中心があったのですけれども、その(2)の選定基準に基づく調査品目の変更、これ、基本的に今回、基準に基づいて行うことを一応合意いたしましたので、選定基準等に基づき小売物価統計調査の調査品目の一部を廃止することにつきましては、これは適当である、ただし、先ほど申し上げましたように、選定基準における品目の在り方については引き続き検討が必要ということで、今後の課題の候補としています。

それから、POSデータの活用に関する調査品目の廃止は、基本計画を踏まえたもので、これは適当である、対象品目を拡充するなど、POSデータの活用をさらに推進する余地がないか引き続き検討が必要ということで、POSの在り方に関しても今後の課題を追加することとしています。

それから、その次の代表的な商品を調査するため、動向編の調査品目の名称変更、これは適当と整理させていただきました。

選定基準に基づき、構造編の地域別価格差調査において1品目を追加、これも適当といたしました。

家計調査の品目が2020年1月に改定されたことに伴い、上位品目の一部について名称を変更したことに関しても、これも適当と整理させていただきました。

(2)の部分について、(3)に、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、まさにPOSデータ等を活用した分析に移行することで、これ自身は適当であると判断しています。

それから、POSデータを活用した分析を基幹統計としないことについては、集計表の利用実績が低調であること、POSデータが母集団を代表するものとは言えないことを踏まえ、適当と整理させていただきました。

店舗形態別、銘柄別価格調査の廃止後も価格のばらつきを定期的に把握することは必要、地域差指数の必要性も含めて、長期的には構造編そのものの見直しも必要と整理させていただきました。

この(3)の議論を受けて、一番上の2行目ですが、IIの小売物価統計調査の変更、今回申請された調査目的の変更、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査自体を廃止して、POSデータ等を活用した分析に移行することに伴いまして調査の目的を変更すること、これが今説明した審議に基づいて、まず適当と整理することができました。

さらに、その上のIにいきまして、令和4年1月をもって、本統計に係る指定内容のうち、統計の作成目的から、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の集計表に相当する部分の削除につきましても、先ほどの審議結果を踏まえて適当と整理しました。ある意味で、個別の審議を先に行った上で、大枠のことは適当と整理させていただいた形になります。

続きまして、1ページめくっていただきまして、(4)調査方法の変更です。動向編において、携帯電話機の調査担当者を調査員から総務大臣に変更することに関しましては、これも必要なことで、業務上の混乱を避けるために適当であると整理いたしました。

民営家賃の報告義務者を民営借家世帯から民営借家を賃貸している事業所に変更することですが、これも適当と整理いたしました。

都道府県職員が調査員事務を代行できる場合を拡大し、必要に応じ調査員の訪問に代えて都道府県職員が電話により聞き取ることを可能にすることに関しましても、これは調査の効率化及びコンプライアンス確保の観点から必要に応じて都道府県職員が調査できるということで、適当と整理いたしました。

④になりますが、都道府県調査及び総務省調査並びに民営家賃の調査において、報告者に書類等の提出を求める場合があることから、調査方法等に明記することですけれども、これも方法等を明記すること自体は、ここにありますように、報告を求める小売価格、または料金の審査に必要な料金表などの提出を求めること、民営家賃の調査において、負担軽減の観点から事業所が管理する物件リストなどの提出を求める場合があることから、これも明記は適当と整理いたしました。

(5)集計事項の変更になりますが、POSデータあるいはウェブスクレイピングを活用した分析などの新たな課題にリソースを安定的に振り向ける観点から、優先度が相対的に低いと考えられる集計事項の一部、これを廃止することですが、具体的には、利用実態等から、優先度が相対的に低いと考えられる動向編の主要品目の年平均価格(市町村別)のうち人口15万未満の市及び町村における集計、それから、構造編の年平均価格(市町村別)の集計を廃止することでして、全国・都市階級別の消費者物価指数や地域差指数

の作成のため、これらの地域での調査は引き続き実施することで、これも適当と整理させていただきます。

前回部会におきましては、統計委員会諮問の答申の今後の課題の対応については、まだ完了しておりませんので、その下の3の部分、基本計画の指摘事項への対応状況についても確認が終了しておりません。一応、これを第2回の部会で審議する予定になっています。

部会の進め方自体につきまして、最初、委員や専門委員の方に議論の時間を取っていたこととお詫びするとともに、非常に貴重な意見を頂戴できたことを感謝申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について何か御質問ありますでしょうか。神田委員、どうぞ。

○神田委員 御説明、どうもありがとうございました。

品目の廃止について、あまり議論するべきでないというのは、私もそう思います。ただ、廃止になった背景については、担当課の方も、やはり、そこはきちんとチェックをして、オープンにしていく必要があるのだと思います。私の手元で、例えば、先ほど議論になりました入院費、出産費を見ますと、確かに出費はかなり大きく落ちています。2000年と2019年を比較しても2割ぐらいに落ちています。

ただ一方で、C P Iを見ると、実は1.6倍になっている。ほとんど横ばいの中で入院費は9年間で1.6倍になっているのですね。ということは、かなり実質的に入院費、出産費を使っていないということですよね。物価が1.6になって支出が2割に落ちていることは、出産がかなり減っているということです。

でも、T F R（合計特殊出生率）を見ると、2000年以降、そんなには減っていないのです。増えているぐらいです。というところを掛け合わせると、一体、統計が何を意味しているのだろうか、やはりどうしても少し疑問になってしまうのですね。

その統計で出てきた結果だけをもって1万分の1になるかどうかだけで機械的にやる中にもややリスクはあるので、もちろん、それはルールなので仕方ないのだけれども、それをカットすることによって何が失われて、何が得られるのか。そこは、一つ一つの品目で、やはり、なぜ今までは1万分の1以上だったのに減ってきたのかの背景はつかんでおく必要があります。そこから統計の何かが分かるかもしれないと思っています。

そのような意味では、それぞれ廃止をする品目、追加をする品目について、なぜそれが廃止になったのかについて数値的に捉えておく、分析をしてほしいと思います。それをしていただければ、機械的に落としたりするのは、ほかの代替的な統計があることを一つの要件にはすべきと思っておりますけれども、それはいいと思います。

加えて、これは事実が違っているのかもしれないのですが、入院費としての代表銘柄として出産費用を扱っている点は、気になります。入院費として出産の入院費も入れたものを取っているとしたら、調査から落とすことによって入院費がどうになってしまうのかは、今手元に統計がないのであれなのですけれども、気になりますので、チェックをしていただければと思います。

以上です。

○北村委員長 椿委員、何かありますか。

○椿委員 当日、少し説明があったと記憶しているのですけれども、いわゆる補助金的なものが入ったとのことでしたでしょうか。もちろん、これ、ウエイト自体が落ちていることは、今、神田委員、御指摘のとおり、実際に金額が落ちてきていること自体は把握しているからウエイトをチェックできると理解しておりますけれども。すみません、私の記憶が間違っていたら大変恐縮ですけれども、実施部局からの説明では、今の点については、基本的にウエイトが低下していること自体は追っていただいていると認識しているのです。

○山形統計局統計調査部物価統計室長 総務省統計局でございます。

幾つか御質問いただいて、端的にお答えするのは難しいかもしれませんが、まず、出産入院料として、実際に都道府県に調べていただくものとしては、正常分娩に係る分娩料と入院料、入院日数7日間というものを調査しています。出産入院の形にはいろいろな形がありますが、その全てを調べるわけにはいかないもので、代表的なものとして、そのようなものを調べています。

そのような価格を今までずっと取っていたのですが、最近の家計調査で集計してみますと、昨今の少子化の影響だと思えますけれども、どんどん減っておりまして、家計の消費支出に占める割合が万分比で1を切っている状況なのです。

また、少子化の今後の見通しとかも、我々もいろいろ勉強いたしまして、急激に増えることはなさそうだろうと判断いたしまして、今回、廃止品目とさせていただければと御提案をさせていただきました。

冒頭で神田委員がおっしゃった、いろいろな統計でどのような動きになっているかについては、今にわかに御指摘いただいたので、この場で具体的なお返事は難しいですが、私たちは調べられる範囲で、出産入院の家計支出が減ってきている、重要度は減ってきていると判断しました。

○椿委員 すみません、私の勘違いかもしれませんが、訂正させていただきます。今の説明のとおりですけれども、神田委員がおっしゃられたような分析自体は、ある意味、どこかでやる研究テーマなのかもしれませんが、必要なことだとは理解いたしました。

○北村委員長 神田委員、よろしいですか。

○神田委員 ぜひ、そこは、すぐ分かることなので、データで、直近のだけではなくて、やはり10年間、トレンドとしてどうなっていて、そこは、消費のどのような構造を反映しているのかは、やはりチェックをした上で判断していただくものだと思います。そこは、出産に限らず全ての項目について、廃止する以上は、そこはチェックをかけた方がいいと思います。

○椿委員 その前によろしいでしょうか。物価指数の精度を上げるために、いろいろな改廃が行われている、これが、まず大原則ではないかと思うのです。そのためにウエイトが一番、精度に影響を与えると思うのです。

ただ一方で、今回の部会の中の議論で、やはり類似品目に関しても相当概念が違うものが類似品目になっているのではないかと指摘がありました。確かに、今、神田委員の御

指摘のような意味で、それを廃止する以上は、それに対する類似品目的なものがあるか、そのような概念上、類似したものを品目として残すことはどのような意味なのかについての議論は非常に重要だと考えます。

逆に言うと、ただ形式的にウエイトが非常に低くなったものを物価指数の品目から落ちることは、物価指数自体の精度の劣化につながることで、これ、もちろん非常に大きな品目、540品目の中でやっていることで安定性は確保していることはあるわけですが、神田委員の御指摘のように、少し重要な品目が落ちることによって物価指数全体の概念が若干変化する、それによって質が変わることについて何らかの担保が必要とのことは、部会の中で、先ほど言いましたように、かなり重要なことだと思いますので、今後の課題の中で整理させていただければと考えてところです。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。神田委員、どうぞ。

○神田委員 今の椿委員のまさにおっしゃるとおりなのです。少し気になったのは、廃止するときに、その背景で単に数字だけではなくて、その中で統計の中に含まれる特徴というのでしょうか、やや子供を産む人が入りにくいとか、調査対象になりにくいとか、そのようなこともないのかなど。そのような特徴みたいなものも、一つのきっかけで把握できるかもしれない。

そのようなこともあるので、それぞれ、なぜトレンドとして落ちてきているのかを把握する必要は、私は、統計の信頼性を高める上で非常に重要だと、事実を把握しておくだけでも、すごく重要だと思っているのが一つなのです。

それなので、廃止をするものについても、丁寧に、その背景について調べてほしいと思います。その上で、もちろん1万分の1を当てはめるのは賛成です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。よろしいですか。それでは、白塚委員。

○白塚委員 部会のときにも、もう少し言えばよかったのですが、今回のこれはこれでいいと思うのですが、今朝からもコロナウイルスの影響の話がずっと続いているので、本件についても、やはりコロナウイルスの影響をどう捉えるかは大事ですから、この改定も大事ですが、中間年見直しとかに向けて、どのようなことを考えていくかが非常に重要ですし、そこを今までと同じような程度でやればいいのかはもう少し考えた方がいいポイントかなと思います。

併せて言うと、CPIを作るときに、今年が基準年になりますから、このウエイトをどう考えるのか、そのような意味では、それを展望して、その先、中間年見直しのときに、そのままいいのかとか、もう少し、そのようなところも含めて考えていくことが課題なのかなと私は思っています。

○北村委員長 ありがとうございます。その点も非常に重要だと思いますが、椿委員どうぞ。

○椿委員 非常に難しい重要な問題の御指摘で、非常に特異的な年であることを認めた上で、基準年を逆にどのような根拠で変えることができるか。そこの部分の価値判断に踏み

込むことができるかは大変難しい議論ですけれども、逆に必要な議論だとも思います。手続的なことが明確にならないかぎり、基準年の変更を恣意的に行っていることにはならないかと思いますが、いずれにせよ、非常に重要な視点であり、逆に困難な部分でもあると思います。課題としては大変重要な問題だと思っています。どうもありがとうございます。

○北村委員長 この点は家計調査とか小売物価だけではなくて、GDP統計全体の基準年をどうするかというのは、我々、別途議論すべき課題かなと思いますので、それは事務局で検討させてください。

取りまとめたいと思います。ただいま部会において出された御意見について、基本的には私も賛成いたします。一部、POSデータに調査を置き換えて統計を作成する計画ですが、そのように作成する統計が増えていくことは当然予想されるわけですが、椿部会長のお話にありましたように、その取扱いについては非常に重要な論点といえますか、難しい問題が残っておりますので、それについては今後の課題、あるいは部会長の談話なり、報告で出していただければと思います。

また、今回の変更は、品目の選定基準を設けていますので、それに沿っての変更ですが、品目等についても、今、神田委員から御発言がありましたように、長期的に社会情勢を変化させて、さらにどのような取扱いをすればいいのか、あるいは、どのような情報を提供すればいいのかも含めて、研究・検討していくことは非常に大事なことだと思います。椿部会長はじめ、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の皆様、引き続き審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次に、移りたいと思います。国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 7月3日に行われました第23回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告します。資料4-2と席上配布資料を適時、御覧ください。

なお、資料4-2のページ番号は、中央下に1/28ページ、2/28ページと表示しております。

第23回国民経済計算体系的整備部会におきましては、(1)次回基準改定後のQEについて、(2)2020年1-3月期1次QEの対応の結果について、(3)QEの推計精度の確保・向上に関する工程表への対応について、(4)雇用者報酬推計における毎月勤労統計賃金データの接続について、(5)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会について、(6)QEと年次推計の乖離についての6つについて審議しました。

以下、概要を御説明しますが、技術的な内容が多いこと、また、時間の制約から、詳細は割愛して御説明をさせていただきます。

(1) 次回基準改定後のQEについて。始めに内閣府から次回基準改定後のQEに新たに採用される推計手法について、次のとおり報告がありました。これらについて年次推計での対応は既に審議済みであり、今回、QEでの対応を審議したものです。

1. リフォーム・リニューアル、資料3ページ上段を御覧ください。リフォーム・リニューアルについては、基本的に第1次年次推計と同じく建設総合統計を用いて産出額を推計します。もっとも、リフォーム・リニューアル調査の直近の値はQEには間に合わないた

め、リフォーム・リニューアル（改装・改修）と維持・修理の比率は年次推計の値で代用します。

2. 分譲住宅の販売マージン・仲介手数料非住宅部門、3 ページ下段を御覧ください。分譲住宅の販売マージン、非住宅不動産の売買仲介手数料については、まず、年次推計における不動産仲介業の産出額総額をサービス産業動向調査と法人企業統計年報を用いて延長推計します。そして、これを産業連関表のシェアで分割することで、それぞれを推計いたします。

3. 娯楽作品原本の資本化・著作権等サービス、資料 4 ページの上段を御覧ください。娯楽作品原本の資本化については、年次推計における前年同期値を採用いたします。また、著作権等サービスについては、年次推計と同様、国際収支統計を用います。

4. 基準改定後の民間企業設備・民間住宅投資の推計フロー、資料 4 ページ下段を御覧ください。これまで個別に御説明しました 3 つの Q E 推計が全体としてどのような形で反映されるかを整理した図表です。

5. 住宅宿泊事業、資料 5 ページを御覧ください。住宅宿泊事業については、基本的に年次推計と同様ですが、1 人 1 泊当たりの宿泊費の推計に際して、Q E では消費者物価指数（宿泊料）を用いて延長推計します。

委員からは、これら 5 つに関して過去のデータを用いて推計値の精度を検証する必要性が指摘されました。また、金額の大きいリフォーム・リニューアル、成長分野である娯楽作品原本の資本化、新たな産業である住宅宿泊事業に関して、総額ではなく個別の金額を表示することを求める意見がありました。

前者については、内閣府に対して基準改定までに取り組むよう要請しました。後者については、直ちに対応することは難しいと考えられることから、今後の検討課題と位置づけました。

(2) 2020年 1－3 月期 1 次 Q E の対応の結果について。次に 2020年 1－3 月期 1 次 Q E の対応結果、4－6 月 1 次 Q E の対応方針、1－3 月期の 2 次 Q E の改定値の公表について報告がありました。

まず、1－3 月期 1 次 Q E の対応結果です。資料の 6 ページ下段を御覧ください。季節調整におけるダミー変数処理については、処理を行わなかったリーマンショック時とは異なり、季節パターンの推計への大きなノイズの混入を回避し、過去の系列の改定を小さくできました。

次に、資料 7 ページ上段及び下段、3 月分データの補外処理。個別の品目では乳製品や酒類のように外れたものもありましたが、全体として見れば 3 月の大幅な落ち込みをおおむね的確に把握することができ、上段の中ほど、国内家計最終消費支出で見ると、実質季節調整済前期比で見て、1 次 Q E は 2 次 Q E と同じマイナス 1.3 % となるなど、成果を収めました。

続いて、8 ページ、4－6 月期 1 次 Q E の対応方針です。1－3 月期と同様、ダミー変数処理及び補外処理を行うことにしたいとの報告がありました。

最後に、資料は 9 ページ、2020年 1－3 月期 2 次 Q E（改定値）の公表についてです。

6月8日に公表された1-3月期2次QEで利用した法人企業統計調査は、回収率の低下により実勢と異なる集計結果となっている可能性があります。このため7月27日に改めて公表される法人企業統計（確報）の結果を反映した2次QE（改定値）、つまり、1-3月期としては3度目となるQEを8月3日に公表します。

委員から季節調整についてダミー変数処理をどのようなときに行うのか、整理すべきとの指摘がありました。また、補外処理に関して、補外処理値と実績値との継続的な比較、乳製品や酒類など、3月補外値が実績値から大きく外れた品目に関わる改善などを求める指摘がありました。

部会としては、今後も1-3月期と同様なダミー変数処理及び補外処理の実施が適切と判断しました。また、ダミー変数処理に関わる最終的な評価などについては、状況がある程度落ち着いた段階で改めて検証すると整理しました。

その上で補外処理に関わる細かな技術上の問題などについて、4-6月期1次QEの公表の前に情報提供を行うよう要請しました。

なお、この情報提供ですが、その後、内閣府から7月28日に関連資料をホームページに掲載した旨の報告を受けております。

(3) QEの推計精度の確保・向上に関する工程表への対応について、資料は10ページからになります。この課題は、第1弾として10ページ下段の(1)～(5)の課題に関して、QEタスクフォースなどの審議を経て、既の実装済みです。今回、第2弾として、下のほうにあります(6)～(8)について内閣府からの報告を受けました。

(6) 公的固定資本形成に関する代替的推計手法の検討、資料11ページを御覧ください。公的固定資本形成に関する代替的な推計方法の検討です。

上段になりますが、現行の推計方法では、総固定資本形成の総額を推計する際、供給側推計に加え需要側推計、具体的には法人企業統計も用いております。一方、代替的な推計方法では、法人企業統計を総額の推計ではなく、総額を公的と民間とに分割する比率として用います。このため法人企業統計の変動が総固定資本形成の総額には影響しなくなります。

検証結果は下段です。現行方法と代替方法では、QEから年次推計への改定幅はおおむね同じ、つまり、明確な精度改善は見られませんでした。

(7) QEから年次推計への段階的接近の検討、資料は12ページとなります。これは、QEから年次推計への改定幅を縮小させるため、毎年12月の年次推計を待たずに、入手でき次第、年の途中でも基礎データを反映する手法です。

今回は、一例としてR&Dについて検討を行いました。結果は下段となります。早い時点で基礎データを取り込むわけですので、当然、QEから年次推計への改定差は縮小します。ただし、取り込む時点のQEと前期QEとの間では改定差が生じます。

そもそも新たなデータの反映に伴い改定差は生じますので、その時点が年次推計から、それよりも前のQEに移動するという事です。このようなQE推計間での改定差の発生について、ユーザーの理解が得られるかは留意が必要です。加えて、推計の複雑化という実務上の問題もあるため、今後も検討を継続することとしました。

(8) 基礎統計のデータ補正方法の検討、資料は13ページとなります。年次推計を、ベンチマークとして延長推計するQEにおいて、基礎統計に適切な補正を施すことにより、改定幅を縮小できるのではないかという問題意識です。今回は輸送機械を例として、現行推計で利用している比例デントン法とIMFが紹介しているショレットダグム法を比較しました。

結果は14ページです。結論としては、後者の優位性は確認できませんでした。ただし、品目によっては改善する可能性もあるため研究を継続することにしました。

以上、(6)～(8)については、部会として引き続き検討を行うと取りまとめました。

(4) 雇用者報酬推計における毎月勤労統計賃金データの接続について、平成30年度の部会では、雇用報酬に関わる新たな推計方法の導入を審議しました。これは、毎月勤労統計におけるサンプル入替え等によって生じるギャップをリンク係数を用いて水準調整しながら接続するというものです。

部会では、大枠として適当としましたが、委員からは振れの大きい単月の標本誤差を恒久的に取り込むことになるのではないかと、サバイバルバイアスの存在により全体の賃金が実勢よりも押し上げられるのではないかと指摘がありました。このため、これらについては事後検証の上、改めて報告するよう求めた経緯です。

資料は15ページです。内閣府からは過去3回分のギャップの大きさと、東京都の500人以上の事業所について全数調査が開始されたことに伴うギャップの説明がありました。あわせて、本年末の基準改定では、東京都の全数調査による水準に合わせて、2004年以降を再推計する旨、報告がありました。

このほか、今後、毎月勤労統計において労働者数ウエイトのベンチマーク更新により賃金水準が変更された場合、国民経済計算としても雇用者報酬を改めて遡及改定する方針にあるとの説明がありました。

部会では、基準改定時の再推計結果について内閣府から報告を受けることとしました。また、当面は、現在の推計方法を継続しつつ、毎月勤労統計における労働者ウエイトの更新があった時点で、ギャップの問題は改めて検討することとしました。

(5) 生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会について、資料は16ページになります。本部会では、生産面及び分配面の四半期別GDP速報に関わる審議を進める過程で、分配面については、四半期GDP速報の前段階として年次推計について検討すべきであると指摘しています。これを受け内閣府が研究会を開催し、来年3月末までに報告書を取りまとめる予定になっております。今回、構成員の決定に関わる報告を受けました。

部会として、研究会の検討内容について中間段階での報告を要請しました。また、分配面の四半期GDP速報に関しては、来年度の早い段階で結論を出したいと取りまとめました。

(6) QEと年次推計の乖離について、資料は17ページとなります。本件は、本年2月の第19回部会において、2018年の年次推計とQEとの乖離について説明を求める意見があったことから、今回、内閣府がその要因を分析し、報告を行ったものです。この件については、部会として今後も注視していくと取りまとめました。

最後に、個別の課題ではなく、今後の部会運営に関わる点です。本日御説明しましたとおり、ここに来てQEに関わる課題が増えております。このため、今後、しばらく開催していませんでしたQEタスクフォースの再開も視野に入れることといたしました。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御質問ありますでしょうか。どうぞ、椿委員。

○椿委員 どうもありがとうございます。御説明にあった資料6ページの季節調整におけるダミー変数処理の結果というところで、こういう形で技術的にやっていただくということを検討するのは、私も当然のことだと思うのですが、いわゆるダミー変数については異常値処理というのが入るということですね。やはり非常に強い不規則効果が生じる可能性があるということで、それなりの特別な補正を行うということになるわけです。

たしか宮川委員の御報告にもありましたが、これをどのようなときに行うのが適切かという、そのプロセス自体をある程度透明化しておくということが、先ほどの基準年改定もそうなのですが、こういう特異的なものを扱うプロセス自体を透明化しておくことが非常に重要なのではないかと思いますので、先ほどの基準年も含めて、一度、コンセンサスを得られればと思っているところです。

○北村委員長 ありがとうございます。ダミーを入れるか入れないかというのは、研究者のセンスという感じもするのですが、議論した方がいいとは確かに思いますし、ある程度基準が決まれば、より標準的な対応ができるのかなと思いますけれども、ほかに御意見ありますでしょうか。

よろしいですか。では、時間が押していますので、取りまとめたいと思います。部会では多くの課題を審議いただきました。中でも新型コロナウイルスの影響に対応したQEの推計については、利用者の関心も極めて高いものと思われれます。御報告のあったダミー変数処理、補外処理とも過去の経験などを踏まえた適切な対応と考えます。無論、手探りで進めていることもありますので、事後的に細かな修正点が出てくる場合もあると考えられます。それらを丁寧に検証し、将来に生かしていくようお願いいたします。また、その際、利用者に向けた適宜適切な説明にも引き続き配慮するよう、併せてお願い申し上げます。

そのほか基準改定に伴うQEの推計、QEの推計精度の向上、雇用者報酬推計のギャップ処理、生産・支出・分配三面の整合性に関する研究会なども、第Ⅲ期基本計画に基づく重要な課題です。技術的な内容が中心ですが、多様な見地からの検証が有効になると思いますので、部会委員の皆様には、知見を集めて精力的に御審議いただくようお願いいたします。

改めまして、宮川部会長をはじめとする国民経済計算体系的整備部会に所属される委員の皆様におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名するとされております。

まず、新任の伊藤委員におかれましては、企画部会に所属していただきます。

また、本日諮問されました商業動態統計調査の変更についての審議のため、宮川委員に

おかれましてはサービス統計・企業統計部会に所属していただき、部会審議に御参加いただきたくと考えております。

さらに、商業動態統計調査の審議から、岩下委員及び菅臨時委員におかれましてはサービス統計・企業統計部会に所属いただき、部会の審議に参加いただきたくと思います。

このため資料5のとおり指名させていただきます。伊藤委員、宮川委員、岩下委員、菅委員におかれましては、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

令和元年度統計法施行状況について、審議をします。

資料6により、総務大臣から統計委員会に対して令和元年度における統計法施行状況の報告がございました。この統計法施行状況報告に関する審議については、企画部会に付託することにいたします。企画部会については、この後開催されますので、統計法施行状況報告の内容については企画部会において説明を受ける予定です。

それでは、次の議題に移ります。毎月勤労統計調査についてです。遡及推計作業について、本日、主な計数について具体的な結果を説明していただくとともに、今後のスケジュールなどについて、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省でございます。ただ今委員長からお話がありましたように、この統計委員会で、ずっと御審議いただいております遡及推計につきまして、このたび主要な係数がまとまりましたので、御報告させていただきます。資料は7です。

1枚めくっていただきまして、今回、推計いたしました平成16年から平成23年までの結果についてということで、さらにめくっていただきまして、3ページ、4ページ、これが結果のグラフと数表です。

まず、3ページのグラフを御覧ください。これは、現金給与総額につきまして、産業計、就業形態計の指数値です。右上のところに凡例がありますが、黒い点線が従来の公表値、それから、赤い線が今回推計いたしました時系列比較のための推計値ということで、あと、既に公表されております再集計値につきましては、平成24年以降は再集計値がありますので、それも併せて記載させていただきます。

現金給与総額につきましては、年2回、夏と冬にボーナスがあるということで、その部分が非常に高く出るという傾向があります関係で、指数値などのレンジの幅が非常に広がっておりますので、グラフを見ただけではほぼ重なっているように見えてしまいますが、次の4ページの数表を見ていただきますと、ここに今回の推計値と従来の公表値との比較を記載しておりますので、従来の公表値から一定程度、推計値が動いたという形での結果です。

併せて、前年同月比も右側に書いておりますけれども、そのような形で数字が出たわけですが、これはもう少しレンジの小さい形になります。次をめくっていただきまして5ページです。

5ページは、きまって支給する給与で、いわゆる給与の中で所定内給与と所定外給与で、現金給与総額からボーナス等の特別給与を除いた部分のきまって支給する給与で見ますと、このような形で、従来の公表値とは一定の乖離が出たというものでして、赤い線が再集計

値と時系列比較ができる数値という形でのものです。

見ていただきますと、赤い線が黒の点線より少し下に出ているという傾向が出ておりますけれども、これは、今回の推計の基となった部分が東京都の500人以上を復元していなかったということです。東京都の500人以上の復元がどのような影響が出たかということが表れているところで、端的に申しますと、東京都の500人以上の事業所の賃金水準というのは、全国平均からするとやや高めでありますので、その部分が復元されることによって金額自身は高く出ます。

ただし、これは指数で、平成27年を100としたときの水準という形で計算されているものでして、平成27年の部分での再集計された値に比べては、平成16年から平成23年までは影響が小さかったということで、相対的に従来の公表値よりも低く出るといっていい形になっております。平成16年から平成27年に向けて復元された部分の影響がどんどん大きく出ることによって、従来としての公表値の乖離でいきますと、どんどん上がっていくという結果が出たということです。

なお、このグラフ、平成14年、平成15年も記載しております。平成14年、平成15年は今回の推計の対象外、従来の公表値がそのまま使える部分ではあるのですが、時系列比較できるように、一つにギャップ修正を行います。あと、基準年、平成27年を100としていると申し上げましたけれども、その部分の数値が変わることによって並行移動されるということがありまして、平成14年、平成15年も数字が動いているというような形ですが、これは、黒い点線が並行で下に移動したというふうに見ていただければと思います。

こうすることによって、赤い線、今回の推計値が過去の部分にも接続して比較可能になっているというふうに見ていただければと思います。それと同じような形で、6ページは、その数値をお示したもので、数値の動き自身は同じような形になっているということです。

おめくりいただきまして、次は所定内給与でして、これもきまって支給する給与から所定外給与、いわゆる残業手当等を除いたものになりますけれども、ほぼ同じような形での結果になったのではないかと考えております。

それから、さらにめくっていただきまして、9ページからが労働時間関係です。

労働時間関係は、まず総実労働時間、全ての労働時間になりますけれども、1人当たりの水準は、見ていただきますとおり、従来の公表値と非常に重なるもの。実際に次の10ページを見ていただきまして、指数の差というのが、それほど大きくないというふうになっておりますけれども、労働時間で見た場合には、東京都500人以上について復元されていなかった影響がそれほどなかった、大企業だから大きく時間に差があるということではなかったということの結果ではないかと考えております。

これは、時間の中でもそうになっておりまして、次の11ページが所定内労働時間でして、これも同じような形で従来の公表値と重なるような形での今回の推計結果になったということです。

さらに、13ページが所定外労働時間、残業時間になりますが、こちらの方は、若干乖離があったという推計値になっておりますけれども、ただ、賃金ほどではないという結果で

はないかと思っております。これが時間関係です。

最後、15ページですが、これは、雇用の関係で常用雇用者数というもので、規模の大きいところの労働者数の影響ということですので、時間よりは少し出ている感じですがけれども、ベンチマーク等で修正されていることもあって、賃金ほどの大きな乖離にはならなかったというものです。

以上が主要なものについての結果でして、これらの推計は、産業計だけですが、産業大分類や中分類のものもありますし、あと、一般・パート別というものもあります。それらについても主要な部分については推計ができましたので、それらも含めて公表という形にさせていただきたいと思っております。

中身につきましては、次の18ページを御覧いただければと思います。今回作りました時系列比較のための推計値の公表内容及び公表方法については、基本的には、今回、まとまった部分から出すという形にさせていただきたいと思っております。産業計、産業大分類、それから主要な産業中分類について、今回の推計期間における結果を出したいと思っております。毎月勤労統計調査は月次で出して、それを年に1回、年次にしますので、通常を発表しているベースで出したいと思っております。

その具体的な中身につきましても、下に実数と指数と書いてありますが、基本的に毎月公表している部分、労働者数とか出勤日数、時間、給与、そして異動率というものです。指数につきましては、それらのうちで指数を作っているもので、常雇や時間、給与、あと、実質賃金指数も出しているものについては出したいと思っております。

産業分類ですが、産業分類が改定されているという部分もありまして、平成25年改訂での平成22年以降の指数作成産業につきましては、実数と指数の2015年基準のものを、それから平成21年以前の指数作成産業については2005年基準で出したいと考えておりますが、量が膨大にありますので、本日の統計委員会終了後、できるだけ1週間とは考えていますけれども、もう少し時間をかけさせていただくかもしれません。それをe-Statに掲載したいと思っております。特に、指数につきましては、時系列比較できるような形での公表で記載させていただきたいと思っております。

なお、今回、作業がまだ間に合っていない産業中分類、これは積み上げになっていない、産業計を構成しない中分類、それと小分類のデータ、それから季節調整済指数、年度データ、それから賞与等につきましては、今、同時並行で作業は鋭意進めておりますので、作業が終了した時点で追って公表したいと思っております。

このうち年度データにつきましては、基本的には同じような計算はできるのですが、1月に産業分類の変更があった分については、その接続の作業があるということと、それから、賞与につきましては、今回、推計作業の基となりました平成19年1月の旧調査の事業所のデータがなかった部分の推計をしないと賞与は出せないということもありますので、この辺り、推計方法も含めて結果をまた御報告させていただければと思っております。

今申しました公表しない産業分類がいかなるものかというのは、数はその下に書いておりますけれども、具体的にどういう産業かというのは、ページをおめくりいただきまして、19ページ、20ページにお示ししております。

平成25年の改訂産業分類におきましては、ここの白い部分、網かけでない部分が今回、公表させていただく部分で、産業計と大分類と主要な中分類というふうなイメージでおりまして、網かけの部分、あと、同じ網かけですけれども、一番右の部分は指数を作成していないものですが、これらについても追って作業を進めて、少し遅れてになりますけれども、また公表するという形で、そこは御報告させていただきたいと思っております。

20ページのところは平成14年の改訂産業で、同じような形で整理させていただいているものです。

これらをe-Statに載せるに当たりまして、どのような形で推計されているのかということもはっきり載せていきたいと思っております、21ページ以降は、その主なところですよ。

この資料自身は、これまで統計委員会に御報告させていただいた資料を再編したといえますか、整理し直して、一部、加筆等もしておりますけれども、このような形でお示したいと考えておりまして、22ページから26ページまでは、毎月勤労統計の基本的な推計方法を示しております、指数の作り方という部分も含めて整理したものです。

27ページからは、今回、まさに統計委員会で御議論いただきました今回の再集計に当たって、実際、平成24年以降は再集計できたわけですが、それ以前は3つのデータが不足して再集計できなかったということに関して推計をしたという部分の整理です。不足していた3つのデータを27ページに示しつつ、28ページ以降で、それぞれについてどのような推計をしたかというところを、統計委員会で御示唆いただいた部分も踏まえ、整理したものを記載しています。

36ページは、産業分類の変更のところを②として記載しておりますが、さらにおめぐりいただきまして40ページのところ、これも統計委員会で御報告させていただいたものですが、具体的に産業分類の抽出率逆数をいかに推計したかという表です。これは、上に記載しておりますが、一部抜粋でございまして、実際にはこれ以外の産業も、このような作業をしております。そういうデータもe-Statの方にはきちんと載せたいと思っておりますけれども、今回の資料からは一部だけ取り出したものとしております。

あと、41ページ以降は雇用保険データの推計に使われた方法ということで、これもこれまでに御示した資料です。

以上が私からの御報告です。このような形での先行公表をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

本日の説明では、昨年1月以降1年半余り、統計委員会で審議してきた遡及推計作業がおおむね完了し、本委員会終了後、1週間程度をめどに段階的に公表されるということでした。

毎月勤労統計は、賃金や労働時間に関する非常に重要な統計で、国民経済計算にも利用されているなど、他の統計では代替することができません。そのため統計委員会としては、東京都の500人以上事業所部分を復元した2004年から2011年の時系列データを再推計し、時系列データの連続性を確保することが統計利用者にとって必須であり、また、日本の経

済統計に対する国際的な信頼の確保にもつながると考えを表明してきました。

こうした認識に立って本委員会では、ほぼ毎月、厚生労働省の推計方法を統計技術的な観点から確認するとともに、一刻も早い公表を要望してきたところであります。厚生労働省も、こうした考えを十分意識しながら、これまで取り組んでこられました。今回の公表については、統計委員会としても高く評価したいと思います。御苦労さまでございました。

私も個人的に7年ぐらい毎月勤労統計調査について付き合ってきているわけなので、ここで西村前委員長から引き継いだミッションの一つとして、毎月勤労統計調査の遡及復元ということが大きかったと思うのですが、めどが立ったということで、非常にうれしく思っております。

なお、公表の際には利用者に分かりやすい表記など工夫を凝らすほか、遡及推計の方法などもホームページに公表して、利用者への情報提供に努めていただくということですが、さらに精査していただいて、完全に情報が公開されるような透明な情報の公開をお願いいたします。また、公表されてない残りの計数についても速やかな公表をお願いしたいと思います。

それでは、以上の点について、厚生労働省として追加的に何か意見があれば。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 委員の方々、昨年1月から大変御迷惑をおかけして、ようやくここまでこぎ着けた次第です。これでようやく毎月勤労統計調査、不正の事件が起こってから、ようやくつながった数字を統計ユーザーに示すことができるということで、私どもも非常にほっとしているところですが、まだ残っている作業もありますので、しっかりとやって、統計ユーザーの皆様方にお応えしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○宮川委員 少しだけ。

○北村委員長 どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 本当にお疲れさまでした。どうもありがとうございます。

それで、推計の仕方を公表されるということもおっしゃったと思うのですが、少し分かりにくい用語があったりするものですから、例えば和半というのは0期と1期の間を2分の1にするとかということですが、専門家の方はよく使われているのかもしれませんが、その辺、聞き慣れない言葉の部分は分かりやすくしていただくように、あらかじめお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございました。その点は十分対応してください。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。私も、やはりこの作業に、慣れてしまうと当たり前のように使っている言葉でも、おっしゃったような言葉は幾つかあるかと思っておりますので、その辺り、公表した後もユーザーの方からいろんな御意見もあろうかと思っておりますので、それを踏まえて常にアップデートと申しますか、不足している点とか十分でない点は改善するというところで、この資料の公表もさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○北村委員長 どうぞ、清原委員。

○清原委員 御説明ありがとうございます。そして、長い間、取組を集中して回復していただいたと思います。

そこで御提案なのですが、e-Statで出されるということではあるのですが、私は、厚生労働省のホームページのトップページに、やはり毎月勤労統計調査については、このように遡及して、再計算をして公表しますというようなことを出されてはいかがかなと、このように思うのですね。

ですから、統計的な観点から情報提供されるということだけではなくて、政府統計に関して、やはり残念ながら不信感を持たれる事案ではありましたけれども、このようにデータ回復のために努力した成果でもありますので、その公表の仕方については、その信頼回復の点についての幹部の方の思いもあると思いますので、御検討いただければと、僭越ですが、御提案いたします。

以上です。

○北村委員長 どうぞ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。この数値自身は非常に膨大ですので、数値自身を見ていただくのはe-Statと考えておりますが、ただ、e-Statに載ったのか、載っていないかというところが、やはり大事かと思っておりますので、そういう部分は、今、御意見頂いたとおり、厚生労働省のホームページでお示しするという形で進めたいと思います。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。P D C Aサイクルの確立に向けた取組について、報告を受けたいと思います。

○重里総務省統計委員会担当室次長 それでは、資料8です。統計委員会担当室でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの議事とつながっているのは偶然だと思いますけども、P D C Aサイクルの確立に向けた取組状況ということです。これは、昨年9月に総合的品質管理の建議というのをいただきまして、その中の再発防止策の要ということで、P D C Aサイクルによるガバナンスの確立ということを御提言いただいておりますので、この対応状況というところです。

委員会との関係では、1月24日に点検検証部会の報告ということで、津谷部会長のほうから、この実行に向けて、府省横断的なワーキンググループにおいてガイドラインの策定に向けて検討を進めているという報告をしていただいたところでして、今回はガイドラインが取りまとまりました。昨日ですが、統計行政推進会議申合せということで、取りまとまりましたので、そちらの内容について御報告させていただきたいということです。

以上、経緯でございます。

資料8を御覧いただきまして、スライド1、2、見開きですけども、こちらは繰り返しというか、おさらいということですけども、上のページに先ほど申し上げた9月の建議

を記載しております。

真ん中のところですが、調査計画を策定して統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行って、P D C Aサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要であるという御提言をいただいたところです。それを受けて、改善策につきましても具体的に提言を頂いております。こちらについては後ほど申し上げます。

ここに記載しておりませんが、もう一個、御提言頂いたところで、外部検証可能性の確保ということで、作成プロセス透明化ということで、調査計画及び標本設計とか参考情報も一元的に掲載していくというところの御提言を頂いております。

スライド2の下ですが、先ほどの改善策のところ、それをこのP D C Aサイクルにのっけて記載したのが、この下の半分の四角の中です。真ん中のチェックのところをどうやっていくかということですが、箱の中です、統計幹事の下で定期的に調査計画の実行状況がどうなっているかということを中心にチェックして、点検・評価を実施することになっています。

そして、その結果も総務省に提出いただいた上でe-Stat内に公表していくということを提言頂いております。

そのやり方ですが、箱の外になりますけれども、各府省の負担というところも留意しなくてはいけないところもありますので、チェックリスト等を設けて簡易に確認するということをミニマムなベースとしていくという御提言も頂いているところです。

それらを受けましてアクションです。これは、当然ですけども、小さいところでいけば業務マニュアルレベルのところもありますし、場合によっては調査の中止や、事項削減というところまで踏み込んだアクションを行って、次のプランに回していくということです。

左のところに記載しておりますのは、先ほどの透明性の確保のところですけども、調査計画等をe-Stat上で公表していくということを記載しております。

こういった御提言を受けまして、先ほどの繰り返しになりますが、P D C Aサイクルの確立というのは、各府省の主体的な取組というのが重要になってくるところではありますが、一定程度、統一性なりの確保というところがありますので、提言でも頂いていますけれども、ルール化を行う必要がありますので、各府省のワーキンググループの検討を踏まえてガイドラインを策定したということが、ここに記載してあり、昨日、取りまとめられたものです。

おめくりいただきまして、スライド3です。こちらは、ガイドラインの概要です。

適用範囲につきましては、基幹統計調査、一般統計調査ということです。1回限りとか、そういうものは除くということです。

実施方法のところですが、ここは、ミニマムのところからスタートするということを記載しており、先ほど申し上げた調査計画と実施した実態がどうだったか、整合性がどうなっているかということが一つ。もう一つは、必要な精度を確保できているか。こういう観点を中心に取り組んでいただくということです。

各府省の自立的な取組ですので、独自の観点をどんどん付加していただくことは当然望

ましいことであると考えています。

具体的な手順も少し繰り返すにはなりますが、提言頂きましたとおり、チェックリストを用いまして、それを課題や改善点を把握する端緒としていただきます。それらを踏まえて各省で改善を行っていただくということです。

次のスライドですけれども、ここは、チェックリストのイメージといいますか、上の半分が調査計画との整合性ということで、1から12になっております。各計画の項目に沿って、実際の履行状況が計画と整合性があるかどうかということをチェックいただいて、チェックした結果、どのように改善していくかというところを右に書いていただくという形になっています。これらを公表していくという形になります。

12のところは、当然、調査計画の整合性だけではないのです。もしくは調査計画自体に合っているのだけれども、改善をしていくという点も当然出てくると思いますので、そういった点も記述していただくということです。

下半分につきましては精度の確保というところですが、具体的には、精度管理の目安の指標というものを書いていただいて、それがどうなっているか、分かりやすい例で言うと回収率とか、その実態はどうなっているかをチェックしていただくというようなチェックリストとなっているところです。

上のスライド3に戻っていただきまして、真ん中の実施体制ですが、ここは、何度も出てまいりますが、ガバナンスの確立というところですので、どこかの係で実施していただくというのではなくて、統計幹事の下で適切な体制を整備して実施していただくということになります。

各省、ボリューム感とか、体制の違いもあると思いますので、そちらの体制については、各省で考えて実施していただくということです。総括で一括して実施していただくとか、原課で実施したことを2次的にチェックするとか、方法はいろいろあると思います。

その他ですが、計画的にというところですが、実施計画を作っていただくということになります。定期的に実施していただくということです。定期的にというのは、ガイドラインに記載してありますが、基本的に3年以上の周期のものについては、当然、毎回やっていただくようなことになるとは思いますけれども、逆に言うと、月次のようなことを毎月やるというのも、実際的ではないというところもありますので、その辺りにつきましては、例えば3年をめぐるとか、そういった形でやっていただくということを記載しております。

あと、「その際、承認審査等への活用にも留意」ということです。これは、当然と言えば当然ですが、承認申請を行う場合には、その前に点検・評価を実施していただいた上で、承認申請を行っていただくというような形を考えています。

最後のところですが、これも繰り返すにはなりますが、透明性の確保ということで、e-Stat内に専用サイトを整備しまして、ここは今までなかったわけですが、調査計画、特に一般調査、統計調査になってきますと、最新の調査計画がどうなっているか分からないというのが正直な実態でしたので、こちらのところは、軽微な変更も含めて、最新の調査計画がどのようになっているかというのをまず一覧できるようにするということです。

加えまして、先ほどの点検・評価のチェックリスト、そういった結果につきましても併せて公表していく、一元的に載せるということです。

そちらの関係のスライドが、めくっていただきますとスライド5になっておりまして、調査計画に加えて標本設計等を参考情報として、標本抽出をどのように行っているかとか、復元推計をどうやっているかとか、先ほどの議事にも関係するのかもしれませんが、そういったところも一覧できるようにしてまいります。

加えて、右のところですが、点検・評価結果がどうなっているかということも、点検・評価の実施の都度、掲載していくという形を考えております。

最後のスライド6です。自主・自立的な取組ということで、各府省なりの取組が中心になっていくということですが、右のところ、特に基幹統計の承認申請という形になってまいります。その際の部会の審議資料とか、点検・評価をどうやっているのかというのが活用できると考えています。

場合によっては、基本計画改定の審議、今後にも活用できる面が出てくるかと思えます。もしくは今後の課題というところもあるかもしれません。

その上のところ、点検・評価の実施状況につきましては、点検検証部会にも定期的に報告いただきまして、実施状況を見ていくというところがございます。それを踏まえて、必要に応じて、これは出発点ということで考えておりますので、当然必要な改善も、行っていくということを考えているところです。

下の半分は、あまり考えたくないところですが、重大事案のようなことが発生した場合は、まさしく、また再発防止策を考えていかななくてはいけないということもあり得るかもしれないということが記載してあります。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

本委員会では、再発防止策の建議において、各府省統計幹事の下で、調査計画の履行状況などについて点検・評価を行うことをルール化するよう指摘していたところです。今般、その取組を具体化するための各府省の標準的な指針となるガイドラインの作成、申合せが行われたという報告でした。

ただ今の報告について、何か御質問あればお願いします。よろしいですか。では、樫委員。

○樫委員 非常に制度として確立していただいたこと、ありがたいと思います。特に、割とチェックリスト自体が簡易になっているというのが、実態が動くという可能性があって非常にいいのではないかと。パフォーマンスに関しては、こういう形の方が、再三ありましたが、各府省が自立的に取り組んでいただけたと思います。

例えば4ページの不整合というところ非常に言葉が悪いのかもしれませんが、それぞれの各府省が逆に合ったというのか、今のヒューマンリソースの中でできることをやっている中で、今の時期、問題が起きることがむしろ当たり前であって、それを批判するために、これは行うのではない。

先ほどあったように、それが例えば統計委員会も含めて、こういう状況があるのだった

ら、それなりのリソース、あるいはICTの活用ということが望ましいということで、改善を応援してあげるとするのが本意だと思いますので、この種の仕組みからまず始めていくということに関して、非常によろしいのではないかなと思います。どうもありがとうございます。

○北村委員長 ほかに。神田委員。

○神田委員 簡易版でスタートするというのは、私もいいと思います。ただ、少し気になるのは、調査計画との整合性、あと、精度の確保というところに力点が置かれていて、要するにガバナンスの問題とか、そもそも統計のクオリティをどう上げていくのかということも項目出しとしては伝えておいた方がいいと思ったのです。

あくまでも、これは参考であって、各省の自主性に任せるといいと思うのですが、そのときに、いわゆるコスト減とかを図ったかとか、あるいは、eコマースなども取り入れるようにしたとか、そういう調査計画にはないのだけれども、より改善を目指したかどうかというのが、一つの項目としてあった方が、より担当者の自由度は上がるし、やる気も出てくるのかなと思います。

それと、毎月勤労統計調査で、それがもう二度と起こらないようにするために、PDCAをするという立てつけになっているわけですが、では毎月勤労統計調査の何が問題だったかという、もちろん調査計画と違うことをやっていたというのもあるのですが、課長とか、担当の方々がチェックしていないところの漏れもあったので、そういうガバナンスをきちんとチェックしているかどうかというの、聞いておく必要がやはり今の流れから重要だと思います。

もう一つは、前から言っていて恐縮なのですが、「統計幹事の下で」という言葉ですが、総計幹事というのはトップマネジメントをする人で、総括管理をする役割であることと理解しています。では、点検・検証そのものの内容に誰が責任を持つかという点ですが、それは担当課長ということになるのか。この点検・検証に間違いがあった場合の責任者が誰になるのかという点が、あまり明確に文書からは感じ取れなかった。そこは、きちんと明確にしておく必要があると思います。普通はハンコを押して誰が見たかというのを残すわけですけども、誰が最終的な内容についての責任者なのかというところは明確にしておいた方がいいのではないかなと思います。PDCA課室なのか、あるいは担当の調査している課長なのかというところだと思いますが、その点について教えていただきたいです。

あと、3つ目は、各省の自主性に任せるところですが、できれば、大体、期待値としてはこんな感じかというようなモデルケースが実際に文書であると、各省もやりやすいと思います。マル・バツだけのチェックだけでいいのか、マルといっても何をどう見たのかが伝わらないと、それをそのまま公表しても、あまり評価されないかもしれないという可能性もありますので、そこは、レベル感としては、どのぐらい書き込んでもらって、どのぐらいのことを期待しているのかというのはモデルをお示しするのがいいのではないかなと思います。

以上です。

○北村委員長 事務局側から何か。

○澤村総務省統計委員会担当室室長補佐 それでは、御質問に対する御説明をさせていただきます。

1点目のコストと他の要素という部分ですが、先ほど説明させていただいた説明資料4ページの「不整合は生じていないものの、改善を検討（予定）している事項」、例えば、ここでは、公表期日が今のところ守られているのだけど、回収の状況とかを見ていると、だんだん厳しくなってくるというようなところも含めて、整合していても、さらなる改善が図れないか。それについては、例えば標本、サンプル数の話であるとか、調査の実施方法自体も例えば変えていってみたいなのも含めて、その中で、当然、コストという部分も重要な要素ですので、そういった面の気づきといいますか、これを契機に検討していただくというようなことで考えているところです。

それから、誰が最終的に責任を持つのかというところは、ガイドライン上では、「点検・評価の決定は統計幹事の了承を得て行うものとする」と記載しておりますので、各省の統計幹事のところで責任を持って実施していただくと考えています。

確かに、御指摘のように毎月勤労統計調査問題も府省内のガバナンスというところが大きな問題になりましたので、そういったことを少しでも防ぐような仕組みということで、まずは小さくこれで始めさせていただこうと考えているところです。

○神田委員 モデルのようなものを示す点についてはどうでしょうか。

○澤村総務省統計委員会担当室室長補佐 モデルにつきましては、各府省には実務上の記載でといいますか、こういうところまで書けばとか。それから、先ほど説明もさせていただいたように、実施体系というの、こういうふうに考えられますよというように、各省に取り組んでいただく手がかりとなるような事項については、そういったところをお示しして、さらには我々が御相談、支援に応じて推進を図っていこうと考えています。

当然、点検・評価をやった結果、公表するところに私どもも関与しますので、これでは記載内容が足りないのではないかなというところも含めて、御相談に応じていって、各省主体の取組であっても、我々も関与しながら推進を図ってまいりたいと考えております。

○北村委員長 どうぞ。

○神田委員 先ほどの統計幹事のところなのですが、多分、統計幹事は、総括管理を担当しているので、責任はなかなか持てないのではないかと私は理解しています。研究の内容について、あるいは評価の内容について何かあれば、それは全部、統計幹事に行くということにはなりにくいのではないかな。そこまで全部、統計幹事が責任を事実上持てないと思います。そこは、厳しいと思います。

統計幹事に期待することというのは、統計委員会でも出していて、総括管理、総括することですね。そこに専門性の高い統計という業務を、役所のなかでどのように行政と切り分けていくかという問題だと思います。今、日本は、そこが曖昧なので、全てが全部トップに責任がいつてしまうという点があると思うのです。全てが統計幹事に責任がいつてしまうところに、多分、日本の行政の問題があると思います。

そのP D C Aというのをルール化するのであれば、それぞれの担当課がどこまで責任を持つのかというのを明確にする必要があるかと思えます。

それと、先ほどの整合性がない部分でもということはおっしゃるとおりで、4ページの12に書いていただいていると思うのですが、例えば具体的に例として、こういうことがあるということを書き方がよいと思えます。

あと、モデルについては、おっしゃるとおり、出てきたら、それをやるのですけれども、そうすると比較的属人的な指導になってしまうんですね。その人の担当がたまたまそういう考えであればそうだし、できれば、こういうような感じだよということを言っておいて、あとは自主性に任せる。そこで指導しても、人によって、その内容はすごく変わってしまうので、手間がかかるし、あまりよくないかなと思えます。できれば早めの段階で、このぐらいのことを期待しているのだというようなことを知らせておいた方が、作業的にはスムーズに行くのではないかと思えます。

○北村委員長 川崎委員。

○川崎委員 基本的に、こういった方向で進めながらだんだんプロセスを改善していただければいいと思うので、まず、スタートとして私は歓迎したいと思います。

その上で、要望を二つか三つ申し上げたいと思うんですが、一つは、これまでのお話にかなり共通するのですが、計画との整合性以上にやはり大事なものは改善の提案なんだと思います。ですから、このプロセスの中で点検される方に改善の提案を求めるように、できるだけエンカレッジするようなことを統計幹事の方を中心に行っていただきたいというのがお願いです。

それから、もう一点は、改善の提案が出てきても、それが受け入れられなかったら、ほとんど意味がないので、実は、これが出てから後の扱いが大事だと思うので、そこをしっかりと、この提案を受けてどうするかということを検討していただくプロセスを設けていただきたいということです。

それから、もう一点は、どうしてもこういう仕事は定型的なものなので、やらされ感が現場で出てきやすいと思えます。そうすると、それで不注意に点検漏れが起こったりすることもあるでしょうし、それから負担感だけが出る場所があるかと思えます。ですから、これが起こった背景が、そもそも、こういった不整合やミスを重ねていると、とんでもないしっぺ返しが後から来るとか、そういうようなことをストーリーでもいいですから教訓で教えていきながら、それで現場の人が自分自身の問題として捉えていただけるようなやり方を是非していただけたらと思えます。

以上です。

○北村委員長 ほかに。椿委員。

○椿委員 今出てきたことは、全てそのとおりだと思うのですが、これを、定型的な業務とか、負担感にしないような工夫にもっていただきたいと思います。それは、まさに川崎委員がおっしゃられた自らの改善とか、そういうものの提案というのは非常に重要だと思います。先ほどから自立性と申し上げていること、まさにそういう部分なのです。

だから、逆に、これを上がやれというような言い方ではなくて、自らが進むようなサイクルにしていってほしいというのが、まず非常に大きなところ。一般的には、こういうP D C Aのようなものを始めると、なかなかそういうわけにはいかないかもしれませんが、目指す方向は、そうである。

ですから、逆に言えば、悪さ加減というものを隠すという文化ではなくて、悪さ加減を共有するというような、そういう文化を創るということです。今回の毎月勤労統計調査にしても、本来、現場自体にはいろいろな問題があった中で、現場の中でいろいろなものが隠れてしまったというだけで、そういうものは、できるだけ早く上のほうも共有して、それは大変だということ自体、むしろ悪いことは悪い、こんな問題が起きているということ早期に見いだす。おっしゃるとおり提案を実現するのは、なかなか大変だと思うのですが、そういう文化、クオリティーマネジメントが成功するかしないかは、まさにそれを負担と考えるか、自らやるチャンスと考えるかということだと思います。川崎委員がおっしゃられたように、まずは、これで始めてみて、いいサイクルに進むように御指導いただけたらと、指示ではなくて、やんわりと指導していただければと思います。

○北村委員長 よろしいですか。

では、P D C Aサイクルの確立というのは、改定された第Ⅲ期基本計画にも盛り込まれた再発防止策の要と言える取組であります。今回、ガイドライン策定をスタートラインとして調査計画を定期的に見直すということが当たり前の活動として定着していくようになることが重要と考えます。

各府省幹事の皆様におかれましては、単に計画どおりにやっているかを確認するだけでなく、今、各委員からの御発言もありましたように、よりよい統計を作り上げる改善のチャンスと捉えて、点検・評価に積極的、主体的に取り組んでいただきたいと思います。

また、作成プロセスの透明化も重要な取組ですので、総務省においては、各府省と協力してe-Statへの掲載に取り組んでいただきたいと思います。

本委員会においても、建議案を取りまとめられた点検検証部会を中心に、この仕組みがうまく機能するよう、引き続き各府省の取組状況を注視してまいりたいと考えております。

また、点検検証部会においては、今後、第Ⅲ期基本計画に盛り込まれた統計作成プロセスの「第三者監査」の具体化を進めていただきたいと考えておりますので、津谷部会長はじめ、事務局とも相談の上、今後改めて御提案させていただきます。

それでは、この議題は以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。次は、Web会議のシステムを利用した会議への出席についてというものです。

事務的に事前に連絡いたしました。委員会、部会などにWeb参加できる場合のルールについて、資料9のとおり定めることにいたしました。Webの利用については、ひとまず、このような形で運用してまいりたいと思います。

つきましては、資料9のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○宮川委員 これは全く賛成なのですけれども、できれば、1にある、これを機にといいますか、こういう機会でないと、これからWeb会議というか、そういうものがある程度ニューノーマルというか、当たり前にならないといけないのではないかなと思っていて、「感染症等に起因して」という部分が、私としては、そのうち取れることを望んでいます。Web会議を通して参加することもできるというふうにならないと、例えば委員の人が東京近辺の方に限られたりします。地方の人がなかなか参加しにくかったりとか、それから、会社でも企業の人がここまで来る時間とかを取られたりとかということを見ると、できれば、もうWeb会議でもいいというふうにしていかないと駄目だと思います。

もちろん、そのためには、これ、きちんとした委員会ですから、もっと上のほうで、そういう方針が決まらないといけないのでしょうかけれども、多分、感染症が一段落すると、また元に戻しますって言うんだったら、政府が言っている新しい生活様式って一体何なんだろうかということかなと思います。だから、新しい会議様式もあってもいいのではないかなというふうには思いました。もちろん今の時点では、これで賛成ですけど。

○北村委員長 私も、これは、暫定的な案だとは思っています。今後は、確かにWeb会議の仕方というのはどんどん変わっていくものだと思いますし、政府の委員会の運営の仕方も上のほうで決まってくることと思いますので、順次、それに応じて移行していければと思います。

取りあえず、今のところできることは、こういうWeb会議ということなので、取りあえずお認めいただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。

本日用意いたしました議題は以上です。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、8月28日金曜日午後開催する予定です。場所につきましては、若松庁舎の7階の大会議室、ここで予定しております。

○北村委員長 以上をもちまして、第153回統計委員会を終了いたします。